

要 望 書

毎年、気候変動や台風による災害が全国で頻発化しており、今年8月には新潟県や石川県などにおいて大雨による河川の氾濫や土砂災害が発生し甚大な被害をもたらしました。近年、富山県内ではこのような大規模災害は発生しておりませんが、県内どこにおいても発生する可能性があり災害から県民の生命と財産を守るために、防災・減災、強靱な県土づくりの取組みを推進する必要があります。

また、昨年末からの度重なる寒波にともない昨冬は例年を上回る降雪となりましたが、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、感染予防対策の徹底を図りつつ除雪業務を遂行したところでありエッセンシャルワーカーとしての重要性が改めて認識されたものと考えております。

この新型コロナウイルス感染症が、今なお収束せず社会経済活動に大きな影響を及ぼしている中、2月に始まったロシアのウクライナ侵攻により国際情勢は緊迫化し、我が国を含む世界の政治経済に深刻な影響を与えております。低迷する我が国の社会経済活動を活性化させるためには、未来を切り開くための成長戦略として、積極的な財政出動による公共投資を推進することで内需の拡大を図ることが不可欠です。

政府においては、令和3年度から「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」に取り組んでおり、2年目となる令和4年度は本県においても概ね昨年度並みの事業量が見込まれております。しかし、その一方で、予算配分の偏りからくる事業量の地域間格差や企業間格差が依然として発生しており、厳しい状況におかれている建設企業も少なくありません。

さらに、少子高齢化により全産業において若者の確保が難しい中、建設業への入職者は近年増えつつあるもののまだまだ少なく、これまで培ってきた優れた技術や技能の継承が難しい状況にあります。

つきましては、地方創生の主体でもある地域の建設企業が、ビヨンドコロナの新時代における「真の幸せさ」(ウェルビーイング)の向上を目指して働き方改革などに積極的に取り組み担い手を確保・育成し、建設業が担う社会的使命をしっかりと果たしていくために、次の事項について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年11月22日

一般社団法人富山県建設業協会
会 長 竹 内 茂

1 公共事業予算の持続的・安定的確保について (参考資料 1 ページ)

災害に強い強靱な県土づくりの取組みを進めていくために、令和7年度を終期とされている「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進することはもとより、その後についても、計画的に事前防災の取組みを進めるべきと考えます。

また、地域建設業が、人口減少・少子高齢化社会の中にあっても、社会資本整備の担い手、災害復旧など地域の守り手としての役割を今後も果たしていくためには、安定した事業量の下、一定の利潤を得て経営を安定させ、将来を見据えた経営計画を構築し、若手技術者など新規入職者の確保や育成などに取組んでいく必要があります。

つきましては、インフラの更新を含めた防災・減災対策を公共インフラ・ニューディール政策として推進していくために、令和5年度当初における公共事業予算が今年度当初予算を上回るようお願いいたします。

また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、これまで初年度及び2年目ともに補正予算で措置されたところですが、この取組みを継続的に進めていくために、また、施工時期の平準化や働き方改革を進める上でも、令和5年度以降の予算については当初予算での必要な額の確保が重要でありますので、政府や関係機関への強い働きかけをお願い致します。

2 資材価格等の急激な変動に対する適時・適切な対応について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、ロシアのウクライナ侵攻や急速に進む円安なども相まって、原材料や幅広い建設資材において価格が急激に高騰しております。具体的には、木材や鋼材はこの2年間でそれぞれ約7割と約6割の上昇（日本銀行：企業物価指数、経済調査会：普通鋼鋼材価格指数（新潟市））、軽油は2年間で約3割の上昇（資源エネルギー庁：富山県内石油製品価格調査）、生コンクリートは県内各地区の協同組合における販売価格が今年4月から約2割の上昇などと報道されておりますが、実際の取引価格はそれ以上に値上げされているという話も聞かれます。しかしながら、富山県の設計価格の改定は追従しておらず、価格差が拡大の一途をたどっていることから、建設企業にとっては極めて深刻なものとなっております。このような状況は、企業の健全経営を阻害するものであり、このまま続けば企業の存続が成り立たなくなってしまうます。加えて、一部資材では品不足により調達に大幅な遅れが発生しております。

こうした中、今般、県において国と同様に急激な価格高騰等に対応するため単品スライド条項の運用が改定されたところですが、このスライド条項の適用にあたっては、材料の品目ごとに1%ルールが適用され変動額が請負代金額の1%を超えない品目についてはスライド条項の対象から除外されること、また、変動額の合計金額から請負代金額の1%が差し引かれることからたとえスライド条項が適用されても受注企業にとって大変厳し

い状況にあります。

つきましては、まず、品確法が謳う適正な利潤確保の観点から、価格調査や見積徴収をこれまで以上に詳細にかつその頻度を上げるなどにより積算にあたってはその都度リアルタイムな実勢価格を活用されるとともに、納期を勘案した適正な工期設定による工事発注をお願い致します。

また、工期内における資材価格の高騰のためやむを得ずスライド条項を適用せざるを得ない場合には手続きがスムーズに進むよう格段の配慮とともに、納期の遅延が生じた場合については必要な工期延長をお願い致します。

更には、現在の単品スライド条項適用の際の1%ルール撤廃について国に対して強い働きかけをお願い致します。

3 入札契約制度改革について

(1) 地域に貢献する技術力・経営力の高い企業の持続的発展について

防災対策や災害対応、除雪など、地域に貢献する技術力・経営力の高い企業が、今後も持続的に発展できるよう、地域の実態を踏まえたランク別企業数に見合う仕事量の確保、適切な発注時期や発注ロットの設定をお願い致します。

土地改良工事については、農閑期の秋から春先にかけて天候不順な時期での施工が多く、また水路・集水桝などの小規模・点在構造物の施工や受注後の地元要望も多いため採算性の確保が難しい工事が少なくないことから、これまでも夏場施工の推進や県単独歩掛の制定など改善措置を講じていただいておりますが、これらの措置を徹底していただくとともに、現場実態を踏まえた歩掛の制定や発注にあたっての地元調整などにおいてきめ細かな対応をお願い致します。

林道・治山工事については、山間地の急峻で狭隘な現場が多いため、効率の悪い工程管理などを余儀なくされており、また標準作業時間を確保できない場合もあることから、適正な工期設定や現場実態に応じた歩掛や補正係数の適用などの検討をお願い致します。

営繕工事については、積算において市場動向を反映するため市場単価方式や見積もりなどが取り入られておりますが、標準を下回る小規模施工や購入機器費等について、積算価格と実勢価格との乖離が生じている事例も多く見受けられることから、より一層市場性を考慮した積算をお願い致します。

また、昨年度新規採択された国営農地再編整備事業「水橋地区」については、地元と円滑な協議調整が期待でき、雇用や災害時の緊急出動などで地域の発展に貢献している地元建設企業の受注状況等を踏まえた発注について、国への働きかけをお願い致します。

(2) 低入札対策について

低入札価格調査における基準価格は、工事の品質確保、施工の安全確保、労働者の就業環境、下請企業への支払い、健全な企業経営などに大きく影響することから、これまでも、適宜、その算定に用いる算入率や適用範囲が見直され、今年度からは一般管理費の算入率が55%から68%に引き上げられたことを高く評価しております。

見直しの結果、現在の算入率は、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の68%、また適用範囲は0.75~0.92となっております。

担い手確保・育成をより一層図るためにも、例えば給与・法定福利費・福利厚生費・広告宣伝費などが含まれる一般管理費の算入率の更なる引き上げなどによる低入札価格調査基準のアップと、上限撤廃をお願い致します。

4 働き方改革の推進と担い手の確保・育成について

(1) 働き方改革の推進について

働き方改革を進める上で、長時間労働の是正とともに週休2日制の推進が重要であります。週休2日制モデル工事試行については、準備期間や後片付け期間を十分確保した工期設定がなされており、今年度、全ての工事を発注者指定型とされ対象が大幅に拡大されるとともに、その運用としては工期内における4週8休以上の現場閉所とされたことから、週休2日制の取組みが大きく進展するものと考えております。しかしながら、発注時期の更なる平準化や適切な工期設定がなされても設計条件と現場との相違などは、工期に大きく影響するとともに時間外勤務や休日出勤が増加する要因の一つになっております。

つきましては、適切な設計や設計精度の向上、受注者から求められた3者連携会議の義務化、ワンデーレスポンスの徹底、提出書類の更なる簡素化、労働日数減少による「日給」の労働者の収入減対策などのため労務費の更なる増額補正などに加え、経営基盤強化の面から施工条件の変化等に応じた適切な設計変更をお願い致します。

DX（デジタルトランスフォーメーション）による建設現場の生産性向上を図るためには、ICT技術やASP（情報共有システム）の活用などを推進することが重要であります。ICT技術の活用については、試行工事の対象が順次追加されるとともに施工プロセスの一部における活用も積算に反映されるなど試行工事に取り組み易い環境となってきております。また、ASPの活用については、今年度から工事費40百万円以上の全ての工事を発注者指定型として取組まれ、操作方法に関する講習会の継続的な開催などと相まってその実施件数は増えてきております。

つきましては、ICT技術の現場導入や技術者育成に対する支援、ICT試行工事における適切な設計・積算・工期設定、ASPの普及に向けた職員に対する講習会の開催や対

象工事の更なる拡大など一層の取組みをお願い致します。

建設現場の遠隔臨場については、モバイル端末等を活用し新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や生産性向上を目的として試行されており、今年度から新たに発注者指定型による取組みがなされ、システム環境の整備や機器の購入に対する補助制度も引き続き実施されています。この遠隔臨場は手待ち時間の削減や日程調整の円滑化など導入効果は大きいことから、遠隔臨場試行工事の拡大と補助制度の継続をお願い致します。

また、ASPや遠隔臨場の取組みが円滑に行えるよう通信環境の充実等に向けた関係機関への働きかけをお願い致します。

(2) 担い手の確保・育成対策について (参考資料 2～5 ページ)

担い手の確保・育成を図るには、建設業の魅力を知ってもらうことや早く責任を持った立場で働ける環境を整えることなどが重要であります。

このようなことから、これまでも担い手確保を図るために、小学生や中学生、高校生それぞれに適したリーフレットの配布、建設系学科の高校生に対する出前講座やその保護者との意見交換会の開催、大学生に対しては、県内の女子大学生と女性技術者との意見交換会の開催や県内企業を知るために県立大学が開催する企業研究会への参加などに取り組んできておりますが、今年度は新たに女子大学生や女子高校生を対象としたリーフレット「女性が活躍するとやまの建設業」を作成し配布を行ったところです。しかし、こうした取組みだけではなく、小さいころから建設分野に興味を持ってもらうために、中学生に対する防災教育やふるさと教育の充実、高校における建設系学科の新設や定員増、農業科など専門学科のカリキュラムや普通科におけるキャリア教育での建設分野の追加等、県立大学に建築施工管理技士の資格取得に有利な指定学科の新設などが必要と考えます。

また、担い手育成を図るために、県の支援を得て、土木施工管理技士や建築施工管理技士の資格を得るための資格取得支援講座を開催してきており、この講座を受講した受験者の合格率は、全受験者の合格率と比べ高く、非常に効果的な事業と考えております。

つきましては、若年者を対象とした戦略的な広報活動の一層の強化、若年者の育成・定着を図るために取り組む資格取得や労働環境改善などに対する支援の継続や拡充とともに、建設産業に関する教育環境の整備をお願い致します。

5 市町村に対する新・担い手3法等の遵守状況の検証と強力な指導について

平成26年に品確法と建設業法・入契法が一体として改正され、適正な利潤を確保できるように予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の

担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定されたいわゆる「担い手3法」が施行されました。また、令和元年にはその一部が改正され、働き方改革の促進や生産性の向上が謳われるなど、建設産業における持続可能な事業環境が整いつつあります。これらの改正により、市町村において発生していた「歩切り」は根絶されたものと考えております。しかしながら、まだ、法改正の主旨が十分理解されているとは言えない状況にあります。例えば、積算における適切な単価や歩掛の適用、現場に適した仮設工の計上などがなされず予定価格が適正に設定されていない発注や、設計条件と現場が一致しない場合であっても設計変更がなされない事例が散見されること、また、ダンピング対策として低入札調査基準価格は設定されているものの、結果的には低入札の多くが契約に至っており、ダンピング対策の実効性が担保されていない現状があります。これでは、適正な利潤の確保が難しく、公共工事の品質の確保が懸念される状況です。

こうしたことから、これまで業界団体として発注者の責務である適切な設計積算や工期設定などがなされているか調査し発注者に訴えてきたところですが、県においてもすべての市町村における法令遵守状況を検証するとともに、仮に遵守されていない場合には、是正を勧告するなど強力な指導をお願い致します。

6 安定的・持続可能な除雪体制の確保について

地域建設企業は、除雪に万全を期すため、暖冬時・豪雪時に関わらず除雪体制の維持に取り組んできておりますが、保有する借上げ機械に対しては、固定費として保険料や税金などの一部(4.5/12ヶ月)しか支払われておらず、また、除雪時しか使用しない機械もあり保有していくことが相当負担になっております。こうしたことから、これまで暖冬時の負担軽減のため固定費について見直しなどを行っていただいているところですが、貸与機械の増強、借上げ機械に係る固定費のアップ、老朽化した機械の更新に係る更なる支援などが必要です。

また、建設企業は、除雪機械はもとより除雪オペレーターも確保し除雪に備えているところではありますが、暖冬時にはオペレーター確保に要した経費がそのまま持ち出しとなることから、小雪時でも費用が確保できるような仕組み、例えば最低保証制度の導入などが必要と考えます。一方で、豪雪時には休日出動も行っていることから、休日割増の適用など人件費の充実も必要です。

除雪業務は、道路管理者や建設企業、住民の3者が一致協力して取り組んでこそ、効率的・効果的な除雪につながると考えており、建設企業としては引き続き住民に喜んでもらえる除雪業務の遂行に努めて参りますので、安定的・持続可能な除雪体制を確保するために市町村の取組みに対する指導も含め特段のご配慮をお願い致します。